

さんか EXPRESS

発行所
セブン&アイグループ労働組合連合会
イトーヨーカドー労働組合
東京都千代田区二番町 8-8
TEL 03-6238-3940
FAX 03-3261-2358
発行者 石合 弘二 編集者 岡山明日菜

組合員が全員一丸となって12月の予算必達に全力を注ごう！ 12月27日（木）にパートナー組合員の冬期一時金が支給されます 【パートナー組合員用】

2018年12月27日（木）に、パートナー組合員の一時金が支給されます。

イトーヨーカ堂再生に向けて、労使共に課題共有のうえ一丸となって取り組んでいる過程ですが、年間黒字に向けては依然として厳しい状況であり、11月15日（木）11時より本部会議室にて「一時金支給に向けた経営との確認会」を行い、組合員の置かれる生活環境、また経営状況および今後の営業政策などについて確認を行いました。

労働組合からは「一時金は月例給と同様に生活給である」という考え方を伝えました。経営からは、「上期営業利益予算を達成できたのは組合員のこれまでの頑張りであると考えている。年間最大利益を出す、12月に向けて組合員が一丸となって商売に取り組んでほしい。」という想いを受けました。労使として予算達成に向けて一丸となって取り組むこと、一人ひとりがお客様視点を持ち、行動していくことを約束し、確認に至りました。

今回の冬期一時金は、パートナー社員人事処遇制度に基づいての支給となります。支給係数については、会社との協議の上、ナショナル・エリア組合員（81%）、フィールド組合員・嘱託組合員（91%）に準じて決定し、**支給係数93%**を確認しました。

一人ひとりの支給額は、下記の計算式の通りとなります。不明な点はまず上長（Mgr、TM、SM、GM、SMD、CM）に確認してください。さらに疑問・質問については、組合本部までお問い合わせく

今回の一時金について

- 1) 支給日 2018年12月27日（木）
2) 支給対象者 下記の条件をすべて満たす方

- ① 2018年4月30日以前に入社したパートナー社員
※ただし、入社月を含む7ヶ月間は支給対象外となります。
- ② 2018年12月27日（支給日当日）在籍者
- ③ 評価対象月すべてが、週契約時間20時間以上

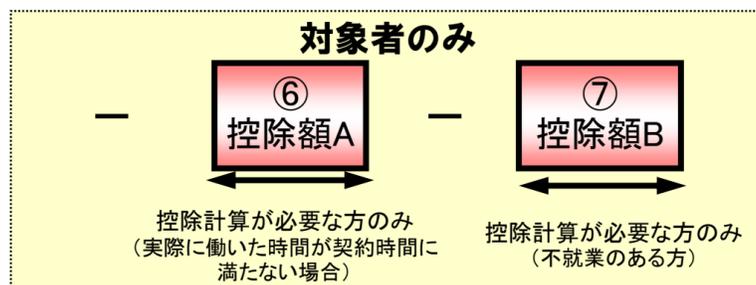
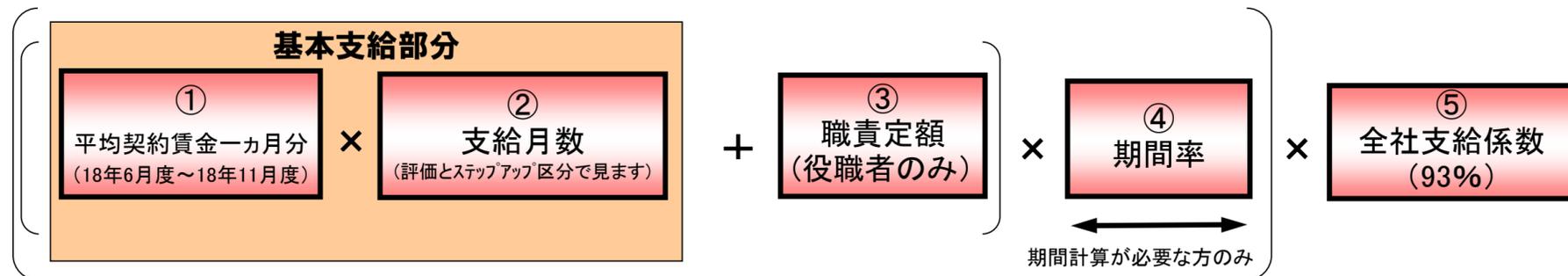
- 3) 支給対象期間 2018年6月1日～2018年11月30日

支給のポイント

- 1) ステップアップ選択制度に基づき、ステップアップ区分（レギュラー・キャリア・リーダー・シニア）ごとに一時金支給月数が決定されます。
- 2) 一時金の「会社の利益の再配分」という考え方に基づき、パートナー組合員もNAF組合員同様に、その時期の営業利益によって全社支給係数が決定、適用されます。
- 3) 一時金の年間の支給割合は「夏期：冬期＝50%：50%」となっております。
- 4) 役職に任命されている方を対象に、職責定額が加算されます。

一時金の基本計算式

一時金支給額 =



① 一ヶ月の契約賃金

52週(年間) ÷ 12(ヶ月) = 4.33...
⇒ 一月当たり4.33週

I、対象期間中に平均時給・週契約時間に変更の無い方

一ヶ月の契約賃金(円) = 平均時給(円) × 週契約時間(時間) × 4.33(週)

※ 「平均時給」・・・給与明細の「契約どおり勤務した時の平均時給」の『合計・平均』欄に記載
 「週契約時間」・・・各自の週契約時間(給与明細には記載ありません。)
 「4.33」・・・「週→月」への換算係数。年間52週を12ヶ月で割ると1ヶ月あたりが算出できる。

II、対象期間中(18年6月度～18年11月度)に平均時給・週契約時間に変更のある方
 ⇒ 期間中6ヶ月間の平均を計算してください。

<計算式>

(6月度の一ヶ月契約賃金 + 7月度 + 8月度 + 9月度 + 10月度 + 11月度) ÷ 6

イトーヨーカ堂 (01)		2018年 11月分 給与 (計算期間: 11月1日～11月30日)	
【基本項目】			
所属店部	*** 〇〇〇〇店	税金区分	甲欄
担当部門	*** 〇〇〇(部)	控除対象配偶者	扶養なし
ステップアップ	キャリアパートナー	其他扶養人数	0人
社員番号	*****	健康保険	加入
氏名	**** **	介護保険	未加入
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	厚生年金保険	加入
契約コース	「2」常用パートナー	雇用保険	加入
【勤務実績】			
勤務日数	21日	早退	無届早退
欠勤	無届欠勤	有給休暇	1日
遅刻	無届遅刻	特別休暇	
		其他休暇	
【契約どおり勤務した時の平均時給】			合計・平均 900円
平均基礎時給	850円	職種加給	
技術技能給		評価本人給	
本人特別給		調整給	
		ステップアップ給	50円
		制度移行給	

② 支給月数

直近(上期)のセルフチェック評価により決定されます。

ステップアップ区分はセルフチェック評価時点のものを適用いたします。

※18年9月にステップアップされた方については、ステップアップ前の区分が適用されます。

		(ヶ月)				
セルフチェックプロセス評価 評価時点のステップアップ区分		A評価	AB評価	B評価	BC評価	C評価
リーダーパートナー		0.700	0.675	0.650	0.600	0.100
キャリアパートナー		0.600	0.575	0.550	0.500	0.100
レギュラーパートナー		0.550	0.525	0.500	0.450	0.100
シニアパートナー		0.150	0.125	0.100	0.075	0.050

※セルフチェック評価が未評価の場合は、「B評価」の月数を適用しています。

※薬剤師の方は、レギュラーパートナーと同様の月数を適用します。

※一時金対象期間にシニアパートナーへ移行した場合、評価時のステップ区分での一時金の期間分とシニアパートナーの一時金の期間分で按分し、支給します。

③ 職責定額

下記の役職者に任命されている方は基礎支給額に下記の職責定額を加算します。

職責	職責定額
担当マネジャー	150,000円
シスター・CHM・チーフ	100,000円

※対象期間途中で任命を受けた方については、期間計算により算出し職責定額として加算されます。

④ 期間率

支給対象期間6カ月のうち、「ヘルパー社員契約の月」や「パートナー社員として契約してから7カ月目の末日」がある方は、その月は支給対象とならないため、期間計算となります。

例	<p>2018年 1月15日にパートナー社員として入社した方 2018年 7月31日までは支給対象外(7カ月目の末日)で、8・9・10・11月の4カ月間が対象となります。</p> <p>期間率 = 4/6 となります。</p>
---	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

⑤ 全社支給係数

全社支給係数	=	93%
--------	---	------------

一時金の「会社の利益の再配分」という考え方にに基づきパートナー組合員もナショナル・エリア・フィールド組合員同様に、その時期の営業利益によって全社支給係数が決定、適用されます。パートナー組合員の支給係数はナショナル・エリア組合員(81%)、フィールド・嘱託組合員(91%)に準じて決定されています。

⑥ 控除額 A

契約賃金をベースに支給額が決定されているため、契約に対しての実労働時間の不足分は控除されます。

実働実績時間 : 実際の週あたりの労働時間

契約未達時間 : 実働実績時間が週契約時間に到達していない場合の不足時間

控除額 : 週契約時間に対する実働実績時間の比率相当額が基礎支給額から控除されます。

$$\text{控除額 A} = \text{基礎支給額} \times (\text{契約未達時間} \div \text{週契約時間})$$

例 基礎支給額 40,000 円の週 30 時間契約の方が、対象期間の実働実績時間平均が 29 時間だった場合

$$\text{控除額 A (1,333円)} = \text{基礎支給額 (40,000円)} \times \{ \text{平均契約未達時間 (1時間)} \div \text{平均週契約時間 (30時間)} \}$$

⑦ 控除額 B

遅刻・早退・欠勤などの不就業のある方は、支給額から控除されます。

控除率は、1 カ月の平均の勤怠回数によって、以下の表のように決まります。

月平均 不就業回数	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10~14	15回以上
控除率 (%)	—	1	2	3	4	6	8	10	15	20	30	100

* 「私事都合欠勤」・「遅刻」・「早退」は 1 回につき「1」としてカウントし、「無届欠勤」・「無届遅刻」・「無届早退」は 1 回につき「3」としてカウントされます。

$$\text{控除額 B} = (\text{基礎支給額} - \text{控除額 A}) \times \text{控除率}(\%)$$

例 基礎支給額 40,000 円の方が、控除額 A で 1,000 円引かれ、更に対象期間 6/1 ~ 11/30 (6 カ月) の間で私事都合欠勤 6 回、早退 6 回あった場合・・・12 回 (私事都合欠勤 6 回 + 早退 6 回) ÷ 6 カ月 (対象期間) = 2 《月平均不就業回数》

$$\text{控除額 B (780円)} = \{ \text{基礎支給額 (40,000円)} - \text{控除額 A (1,000円)} \} \times \text{控除率 (2\%)}$$

きちんと確認できたでしょうか？不明な点はまずは、上長 (Mgr・TM・SM・GM・SMD・CM) に確認してください。さらに、分からないことがありましたら、下の質問表に内容を書いて送ってください。



----- 切り取り -----

質問表												
支部名			売場名			社員番号			氏名		役職名	
ステップアップ区分			年齢(18年12月1日現在)		歳	入社年月		年	月	労働組合からの連絡 希望する・希望しない		
連絡希望		店・本部 (所属部署) / ご自宅・携帯電話				連絡先			※疑問な点や質問内容 (詳細に記入をお願いします)			